

こどもの権利擁護相談窓口 相談の流れ

「いやだな」「おかしいな」と思ったら、ひとりでかかえこまないで相談してね



こんな相談ができるよ

- 家や学校でつらいことがある
- いやなことを言われた／された
- からだやところがこわい思いをした
- 先生や家の人には言いにくいことがある
- ちょっと話を聞いてほしいなど



相談できる人

こども本人だけでも相談できます。
保護者や関係者からも相談できます。



1 相談する

- 電話・メール・対面で相談できる



2 話を聞く・一緒に決める

- こどもの権利擁護委員・コーディネーターが話を聞く
- 次にどうするかは、きみと一緒に決める



3 調べる・調整する

- きみの声を関係する人や機関に伝える
- 関係する人や機関に話を聞き、必要なことを調べる



4 安心する・解決する

- 調べたことや対応の結果を、きみにわかりやすく伝える
- 必要な支援や対応を行い、解決に向けて進める



納得できないときや、
また困ったときは、
何度でも相談できるよ

相談はこちら



フリーダイヤル

0120-110-531

相談日時

月・水曜
土曜

午後2時～7時
午前10時～午後3時



詳細はこちら

——— 全てのこどもにとって、“こどもの権利”が守られるために ———



ぶんきょうく
文京区
BUNKYO CITY



こども若者政策課 こどもの権利係